

平成 20 年 5 月 16 日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8316)

**株式の分割及び単元株制度の採用並びに
定款等の一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 1 月に予定されている株券電子化に伴い、端株をご所有の皆さまのご便宜をお図りしつつ端株の整理を行うため、株主総会及び各種類株式に係る種類株主総会における定款等の一部変更案の承認を条件として、株式の分割の実施及び単元株制度の採用を決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 6 期定時株主総会及び各種類株式に係る種類株主総会に、所要の定款等の一部変更について付議することを決議いたしましたので、併せて、お知らせいたします。

1. 趣旨

平成 21 年 1 月に予定されている「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号。以下、「決済合理化法」という）の施行による株券電子化に伴い、この制度の取扱い対象外とされている端株の整理を行うため、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 6 期定時株主総会及び各種類株式に係る種類株主総会における定款等の一部変更案（後記 4.）の承認を条件として、普通株式を分割するとともに単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式の分割

(1) 株式の分割の概要

① 分割の方法

「決済合理化法」の施行日の前々日を基準日として、同日の最終の普通株式の株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載または記録された株主（同日の最終の普通株式の端株原簿に記載または記録された端株主を含む）の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

なお、各種優先株式につきましては、株式の分割を行いません。

② 分割により増加する普通株式の株式数

株式の分割前の発行済株式数	7,890,804.77 株
株式の分割により増加する株式数	781,189,672.23 株
株式の分割後の発行済株式数	789,080,477 株
株式の分割後の発行可能種類株式総数	1,500,000,000 株

※各種優先株式の発行済株式数及び発行可能種類株式総数には増減はありません。

(2) 株式の分割の日程

- ・ 基準日 「決済合理化法」の施行日の前々日
- ・ 効力発生日 「決済合理化法」の施行日の前日

※「決済合理化法」の施行日を実務界で実施目標日としている平成21年1月5日(月)と仮定すると、基準日は平成21年1月3日(土)、効力発生日は平成21年1月4日(日)となります。

なお、この場合、当社株式は平成20年12月25日(木)から平成20年12月30日(火)まで、東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所において、売買停止となります。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割」の効力発生を条件として、「決済合理化法」の施行日の前日をもって単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

- ・ 効力発生日 「決済合理化法」の施行日の前日

4. 定款等の一部変更

(1) 定款等の変更の目的

① 定款変更の目的

「2. 株式の分割」及び「3. 単元株制度の採用」のために、定款を変更しようとするものであります。

なお、主な変更の理由は、次のとおりであります。

- ・ 普通株式の分割の割合を勘案して、当社の発行可能株式総数等を増加させるため、現行定款第6条を変更するものであります。
- ・ 普通株式の分割と同時に単元株制度を導入し、普通株式の単元株式数を100株とするため、第9条を新設するものであります。
- ・ 単元株制度の導入に伴い、単元未済株式についての権利等を定めるため、第10条及び第11条を新設するものであります。
- ・ 単元株制度の導入に伴い、端株に関する定めを削除するため、現行定款第9条を削除し、現行定款第11条、第12条、第42条及び第43条を変更するものであります。
- ・ 株券電子化に伴い、実質株主に関する定めを削除するため、現行定款第10条を変更するものであります。
- ・ 普通株式の分割に伴い、優先株式の一斉取得において交付する普通株式の数の算出方法を調整するため、現行定款第20条を変更するものであります。
- ・ 変更後の第12条を除く各条の効力発生日を決済合理化法の施行日の前日とするため、附則第1条を新設するものであります。
- ・ 変更後の第12条の効力発生日を決済合理化法の施行日とするため、附則第2条を新設するものであります。
- ・ その他全般にわたり、関係条文を整備するなど、所要の変更を行うものであります。

② 第四種優先株式発行要項変更の目的

上記の定款変更に伴い、所要の変更を行うものであります。

(2) 定款等の変更の内容

定款等の変更の内容は別紙1及び別紙2のとおりであります。

(3) 日程

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ①変更のための株主総会開催日 | 平成20年6月27日(予定) |
| ②定款変更の効力発生日 | 定款変更案附則第1条及び第2条に記載のとおり |
| ③第四種優先株式発行要項変更の効力発生日 | 決済合理化法の施行日の前日 |

以 上

株式会社三井住友フィナンシャルグループ 現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数等)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>15,684,101株</u>とする。</p> <p>②当社の発行可能種類株式総数は、普通株式が<u>15,000,000株</u>、第四種優先株式が50,100株、第五種優先株式が167,000株、第六種優先株式が70,001株、第七種優先株式が167,000株、第八種優先株式が115,000株、第九種優先株式が115,000株とする。</p> <p>(<u>端株の買増し</u>)</p> <p>第9条 <u>端株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その端株と併せて1株となるべき端株を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数等)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,500,684,101株</u>とする。</p> <p>②当社の発行可能種類株式総数は、普通株式が<u>1,500,000,000株</u>、第四種優先株式が50,100株、第五種優先株式が167,000株、第六種優先株式が70,001株、第七種優先株式が167,000株、第八種優先株式が115,000株、第九種優先株式が115,000株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(<u>単元株式数</u>)</p> <p>第9条 <u>当社の単元株式数は、普通株式につき100株とする。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第10条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2 <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3 <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4 <u>次条に定める請求をする権利</u> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第11条 <u>当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日における最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）に記載または記録された議決権を行使することができる株主（実質株主を含む。以下同じ）を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる者と定める。 ②前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人等) 第11条 当社は、株主名簿管理人及び端株原簿名義書換代理人を置く。 ②株主名簿管理人及び端株原簿名義書換代理人並びにそれらの事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置きその他株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。 ④当社の端株原簿の作成及び備置き、端株の買取り及び買増しその他端株に関する事務は、端株原簿名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第12条 当社の発行する株券の種類並びに株主名簿及び端株原簿の記載または記録、端株の買取り及び買増しその他株式及び端株に関する取扱い及びその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>	<p>(基準日) 第12条 当社は、毎年3月31日における最終の株主名簿に記載または記録された議決権を行使することができる株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる者と定める。 ②前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置きその他株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。 (削 除)</p> <p>(株式取扱規程) 第14条 当社の株主名簿の記載または記録その他株式に関する取扱い及びその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先配当金) 第13条 当社は、第42条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下優先配当金という）を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。</p> <p>第四種優先株式 1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>第五種優先株式 1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>第六種優先株式 1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>第七種優先株式 1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>第八種優先株式 1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>第九種優先株式 1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>②ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>③優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。</p>	<p>(優先配当金) 第15条 当社は、第44条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下優先配当金という）を行う。ただし、当該事業年度において第16条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。</p> <p>第四種優先株式 1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>第五種優先株式 1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>第六種優先株式 1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>第七種優先株式 1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>第八種優先株式 1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>第九種優先株式 1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>②ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>③優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先中間配当金) 第14条 当社は、第43条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額の中間配当金（本定款において優先中間配当金という）を支払う。</p> <p>(残余財産の分配) 第15条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき3,000,000円を支払う。 ②優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(取得条項) 第16条 当社は、第五種優先株式、第六種優先株式、第八種優先株式及び第九種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢や当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</p> <p>(議決権) 第17条 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。</p> <p>(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等) 第18条 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。 ②当社は、優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 ③当社は、優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。</p>	<p>(優先中間配当金) 第16条 当社は、第45条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額の中間配当金（本定款において優先中間配当金という）を支払う。</p> <p>(残余財産の分配) 第17条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき3,000,000円を支払う。 ②優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(取得条項) 第18条 当社は、第五種優先株式、第六種優先株式、第八種優先株式及び第九種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢や当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</p> <p>(議決権) 第19条 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。</p> <p>(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等) 第20条 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。 ②当社は、優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 ③当社は、優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取得請求)</p> <p>第19条 第四種優先株主は、普通株式の交付と引換えに当該優先株式の取得を請求することができる。取得を請求することができる期間（以下取得請求期間という）及び取得の条件は、当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において取締役会の決議によって定める。</p> <p>②第五種優先株主及び第七種優先株主は、普通株式の交付と引換えに当該優先株式の取得を請求することができる。取得請求期間は、その末日が当該優先株式発行の日から25年を超えない相当な範囲内において、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める。当該優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得する優先株式の払込金相当額を、当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において取締役会の決議によって定める方法により決定される価額（以下取得請求権行使価額という）で除して得られる数とする。ただし、当初の取得請求権行使価額は、市場実勢等を勘案して妥当と認められる価額を基準として決定されるものとし、交付する普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条の規定によりこれを取り扱う。その他の取得の条件は、当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において取締役会の決議によって定める。</p> <p>(一斉取得)</p> <p>第20条 当社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった第四種優先株式、第五種優先株式及び第七種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって、当該優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円以上で発行に際して取締役会の決議によって定める額を下回るときは、各優先株式1株の払込金相当額をその金額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。</p> <p>②前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。</p> <p>(優先順位)</p> <p>第21条 当社の発行する優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。</p>	<p>(取得請求)</p> <p>第21条 第四種優先株主は、普通株式の交付と引換えに当該優先株式の取得を請求することができる。取得を請求することができる期間（以下取得請求期間という）及び取得の条件は、当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において取締役会の決議によって定める。</p> <p>②第五種優先株主及び第七種優先株主は、普通株式の交付と引換えに当該優先株式の取得を請求することができる。取得請求期間は、その末日が当該優先株式発行の日から25年を超えない相当な範囲内において、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める。当該優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得する優先株式の払込金相当額を、当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において取締役会の決議によって定める方法により決定される価額（以下取得請求権行使価額という）で除して得られる数とする。ただし、当初の取得請求権行使価額は、市場実勢等を勘案して妥当と認められる価額を基準として決定されるものとし、交付する普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条の規定によりこれを取り扱う。その他の取得の条件は、当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において取締役会の決議によって定める。</p> <p>(一斉取得)</p> <p>第22条 当社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった第四種優先株式、第五種優先株式及び第七種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって、当該優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。ただし、当該平均値が5,000円以上で発行に際して取締役会の決議によって定める額を下回るときは、各優先株式1株の払込金相当額をその金額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。</p> <p>②前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。</p> <p>(優先順位)</p> <p>第23条 当社の発行する優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) <u>第22条</u> 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるごとに随時招集する。 ②株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第23条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議長) <u>第24条</u> 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれに当る。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>(決議の要件) <u>第25条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ②会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) <u>第26条</u> 株主は、代理人1名をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は当社の当該株主総会において議決権を行使することができる株主に限る。 ②株主または代理人は、当会社に委任状を提出しなければならない。</p> <p>(種類株主総会) <u>第27条</u> 第22条2項、第23条、第24条及び第26条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>(員数) <u>第28条</u> 当会社に、取締役3名以上を置く。</p>	<p>(招集) <u>第24条</u> 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるごとに随時招集する。 ②株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第25条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議長) <u>第26条</u> 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれに当る。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>(決議の要件) <u>第27条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ②会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) <u>第28条</u> 株主は、代理人1名をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は当社の当該株主総会において議決権を行使することができる株主に限る。 ②株主または代理人は、当会社に委任状を提出しなければならない。</p> <p>(種類株主総会) <u>第29条</u> 第24条2項、第25条、第26条及び第28条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>(員数) <u>第30条</u> 当会社に、取締役3名以上を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任決議) 第29条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ②前項の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第30条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(取締役会) 第31条 取締役会は、すべての取締役で組織する。 ②取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長を置かないときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。 ③取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 ④取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ⑤取締役が取締役会の決議の目的事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(代表取締役、役付取締役) 第32条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。 ②取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役の職掌) 第33条 取締役会長は、取締役会を統理する。 ②取締役副会長は、取締役会長を補佐する。 ③取締役社長は、取締役会の決議を執行し、当会社全般の業務を統轄する。取締役社長に事故があるときは、取締役副社長、専務取締役、常務取締役の順序によりこれに当る。 ④取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐し、当会社の常務を執行する。</p>	<p>(選任決議) 第31条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ②前項の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第32条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(取締役会) 第33条 取締役会は、すべての取締役で組織する。 ②取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長を置かないときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。 ③取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 ④取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ⑤取締役が取締役会の決議の目的事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(代表取締役、役付取締役) 第34条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。 ②取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役の職掌) 第35条 取締役会長は、取締役会を統理する。 ②取締役副会長は、取締役会長を補佐する。 ③取締役社長は、取締役会の決議を執行し、当会社全般の業務を統轄する。取締役社長に事故があるときは、取締役副社長、専務取締役、常務取締役の順序によりこれに当る。 ④取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐し、当会社の常務を執行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役との責任限定契約) 第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める額のいずれか高い額とする。</p> <p>(員数) 第35条 当社に、監査役3名以上を置く。</p> <p>(選任決議) 第36条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(監査役会) 第38条 監査役会は、すべての監査役で組織する。 ②監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 ③監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(常任監査役) 第39条 監査役会は、その決議によって、常任監査役を選定する。常任監査役は常勤とする。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める額のいずれか高い額とする。</p> <p>(事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約) 第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める額のいずれか高い額とする。</p> <p>(員数) 第37条 当社に、監査役3名以上を置く。</p> <p>(選任決議) 第38条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第39条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(監査役会) 第40条 監査役会は、すべての監査役で組織する。 ②監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 ③監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(常任監査役) 第41条 監査役会は、その決議によって、常任監査役を選定する。常任監査役は常勤とする。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める額のいずれか高い額とする。</p> <p>(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第42条</u> 当社は、株主総会の決議により事業年度末日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者及び端株原簿に記載または記録された端株主に対し、金銭による剰余金の配当を行うものとする。</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第43条</u> 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者及び端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第44条</u> 配当財産が金銭である場合にその支払開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第44条</u> 当社は、株主総会の決議により事業年度末日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うものとする。</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第45条</u> 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第46条</u> 配当財産が金銭である場合にその支払開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>(経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 変更後の第12条を除き、変更後の各条の規定は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年6月9日法律第88号。以下決済合理化法という）の施行日の前日から実施する。</p> <p><u>第2条</u> 変更後の第12条の規定は、決済合理化法の施行日から実施する。</p>

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
第四種優先株式現行発行要項・変更案対照表

(下線は変更部分)

現 行 発 行 要 項	変 更 案
<p>1. 株式の名称 株式会社三井住友フィナンシャルグループ第1回第四種優先株式、同第2回第四種優先株式、同第3回第四種優先株式、同第4回第四種優先株式、同第5回第四種優先株式、同第6回第四種優先株式、同第7回第四種優先株式、同第8回第四種優先株式、同第9回第四種優先株式、同第10回第四種優先株式、同第11回第四種優先株式、同第12回第四種優先株式（以下、各回の第四種優先株式をそれぞれ「各回本優先株式」といい、あわせて「第1-12回本優先株式」という。）</p> <p>2. 発行新株式数 各回につき4,175株（<u>第1-12回本優先株式の合計株数50,100株</u>）</p> <p>4. 払込金額の総額 各回につき12,525,000,000円（<u>第1-12回本優先株式の払込金額の総額150,300,000,000円</u>）</p> <p>16. 取得請求 各回本優先株主は、普通株式の交付と引換えに各回本優先株式の取得を請求することができる。 (1) 取得請求期間 平成15年2月8日から平成40年2月7日まで。 (2) 取得の条件 ①取得請求権行使価額 取得請求権行使価額は、<u>318,800円</u>とする。</p>	<p>1. 株式の名称 株式会社三井住友フィナンシャルグループ第1回第四種優先株式、同第2回第四種優先株式、同第3回第四種優先株式、同第4回第四種優先株式、同第9回第四種優先株式、同第10回第四種優先株式、同第11回第四種優先株式、同第12回第四種優先株式（以下、各回の第四種優先株式をそれぞれ「各回本優先株式」という。）</p> <p>2. 発行新株式数 各回につき4,175株（<u>各回本優先株式の合計株数33,400株</u>）</p> <p>4. 払込金額の総額 各回につき12,525,000,000円（<u>各回本優先株式の払込金額の総額100,200,000,000円</u>）</p> <p>16. 取得請求 各回本優先株主は、普通株式の交付と引換えに各回本優先株式の取得を請求することができる。 (1) 取得請求期間 平成15年2月8日から平成40年2月7日まで。 (2) 取得の条件 ①取得請求権行使価額 取得請求権行使価額は、<u>3,188円</u>とする。</p>

現 行 発 行 要 項	変 更 案
<p>②取得請求権行使価額の修正 各回本優先株主が当会社に対し各回本優先株式の取得を請求した日（以下、「修正日」という。）において、取得請求権行使価額は、（i）修正日の前日において有効な取得請求権行使価額、または、（ii）修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）相当額（10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。）のいずれか小さい金額に修正される（以下、「修正後取得請求権行使価額」という。）。ただし、修正後取得請求権行使価額が105,100円（ただし、下記③により調整される。）（以下、「下限取得請求権行使価額」という。）を下回る場合には、下限取得請求権行使価額をもって修正後取得請求権行使価額とする。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記③により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後取得請求権行使価額は③に準じて調整される。なお、修正後取得請求権行使価額は、修正日に取得請求がなされた当該各回本優先株式についてのみ適用される。</p> <p>③取得請求権行使価額の調整 （a）各回本優先株式発行後、次の（i）から（v）までのいずれかに該当する場合には、取得請求権行使価額は、下記に定める各々該当する算式（以下、「取得請求権行使価額調整式」といい、取得請求権行使価額調整式により調整された取得請求権行使価額を、以下、「調整後取得請求権行使価額」という。）により調整される。</p>	<p>②取得請求権行使価額の修正 各回本優先株主が当会社に対し各回本優先株式の取得を請求した日（以下、「修正日」という。）において、取得請求権行使価額は、（i）修正日の前日において有効な取得請求権行使価額、または、（ii）修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。なお、株式等の取引に係る<u>決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号。以下、「決済合理化法」という。）の施行日の前日より前の取引日の終値については、その100分の1の値とする。</u>）の平均値（終値のない日数を除く。）相当額（<u>円位未満小数第1位</u>まで算出し、その<u>小数第1位</u>を四捨五入する。）のいずれか小さい金額に修正される（以下、「修正後取得請求権行使価額」という。）。ただし、修正後取得請求権行使価額が<u>1,051円</u>（ただし、下記③により調整される。）（以下、「下限取得請求権行使価額」という。）を下回る場合には、下限取得請求権行使価額をもって修正後取得請求権行使価額とする。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記③により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後取得請求権行使価額は③に準じて調整される。なお、修正後取得請求権行使価額は、修正日に取得請求がなされた当該各回本優先株式についてのみ適用される。</p> <p>③取得請求権行使価額の調整 （a）各回本優先株式発行後、次の（i）から（v）までのいずれかに該当する場合には、取得請求権行使価額は、下記に定める各々該当する算式（以下、「取得請求権行使価額調整式」といい、取得請求権行使価額調整式により調整された取得請求権行使価額を、以下、「調整後取得請求権行使価額」という。）により調整される</p>

現 行 発 行 要 項	変 更 案
<p>I. 下記(i)ないし (iii)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。</p> $\text{NAP} = \text{OAP} \times \frac{\text{N} + \frac{\text{NN} \times \text{C}}{\text{CMP}}}{\text{N} + \text{NN}}$ <p>上記の算式において、</p> <p>「NAP」は、調整後取得請求権行使価額を意味する。</p> <p>「OAP」は、調整前取得請求権行使価額（下記(d)に定義される。）を意味する。</p> <p>「N」は、既発行普通株式数（下記(e)に定義される。）を意味する。</p> <p>「NN」は、新たに発行もしくは処分された普通株式数、または転換型証券（下記(iii)に定義される。）もしくは新株予約権（下記(iii)に定義される。）に関する計算の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項の定める事由の発生または新株予約権の行使により交付され得る普通株式数を意味する。</p> <p>「C」は、NNに含まれる普通株式1株あたりの払込金額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を含む。）を意味する。</p> <p>「CMP」は、時価（下記(c)に定義される。）を意味する。</p>	<p>I. 下記(i)ないし (iii)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。</p> $\text{NAP} = \text{OAP} \times \frac{\text{N} + \frac{\text{NN} \times \text{C}}{\text{CMP}}}{\text{N} + \text{NN}}$ <p>上記の算式において、</p> <p>「NAP」は、調整後取得請求権行使価額を意味する。</p> <p>「OAP」は、調整前取得請求権行使価額（下記(d)に定義される。）を意味する。</p> <p>「N」は、既発行普通株式数（下記(e)に定義される。）を意味する。</p> <p>「NN」は、新たに発行もしくは処分された普通株式数、または転換型証券（下記(iii)に定義される。）もしくは新株予約権（下記(iii)に定義される。）に関する計算の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項の定める事由の発生または新株予約権の行使により交付され得る普通株式数を意味する。</p> <p>「C」は、NNに含まれる普通株式1株あたりの払込金額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を含む。）を意味する。</p> <p>「CMP」は、時価（下記(c)に定義される。）を意味する。</p>

現 行 発 行 要 項	変 更 案
<p>II. 下記(iv)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。</p> $NAP = OAP \times \frac{CMP - FMV}{CMP}$ <p>上記の算式において、</p> <p>「NAP」は、調整後取得請求権行使価額を意味する。</p> <p>「OAP」は、調整前取得請求権行使価額を意味する。</p> <p>「CMP」は、時価を意味する。</p> <p>「FMV」は、普通株式1株につき割り当てられた特別現金配当（下記(iv)に定義される。）または債務証券もしくは資産の分配に関する基準日（権利を有する株主を確定するために定められた日を以下「基準日」という。）（下記(iv)に定義される。）における適正市場価格を意味する。ただし、かかる適正市場価格に関しては、当会社の取締役会（以下、「取締役会」という。）が適切と判断する独立の第三者（証券会社、銀行等）に評価させるものとする。</p>	<p>II. 下記(iv)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。</p> $NAP = OAP \times \frac{CMP - FMV}{CMP}$ <p>上記の算式において、</p> <p>「NAP」は、調整後取得請求権行使価額を意味する。</p> <p>「OAP」は、調整前取得請求権行使価額を意味する。</p> <p>「CMP」は、時価を意味する。</p> <p>「FMV」は、普通株式1株につき割り当てられた特別現金配当（下記(iv)に定義される。）または債務証券もしくは資産の分配に関する基準日（権利を有する株主を確定するために定められた日を以下「基準日」という。）（下記(iv)に定義される。）における適正市場価格を意味する。ただし、かかる適正市場価格に関しては、当会社の取締役会（以下、「取締役会」という。）が適切と判断する独立の第三者（証券会社、銀行等）に評価させるものとする。</p>
<p>III. 下記(v)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。</p> $NAP = OAP \times \frac{CMP \times N - ACP}{CMP \times (N - NP)}$ <p>上記の算式において、</p> <p>「NAP」は、調整後取得請求権行使価額を意味する。</p> <p>「OAP」は、調整前取得請求権行使価額を意味する。</p> <p>「N」は、既発行普通株式数を意味する。</p> <p>「NP」は、下記(v)において、取得される普通株式数（または、転換型証券もしくは新株予約権の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される普通株式数）を意味する。</p> <p>「CMP」は、時価を意味する。</p> <p>「ACP」は、下記(v)に従って、取得される普通株式（または、転換型証券もしくは新株予約権）の総数につき、当社が支払うべき対価の総額を意味する。</p> <p>なお、上記取得請求権行使価額調整式中の $CMP \times N - ACP$ の値が1未満になる場合は、かかる値は1として計算されるものとする。</p> <p>調整後取得請求権行使価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p>	<p>III. 下記(v)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。</p> $NAP = OAP \times \frac{CMP \times N - ACP}{CMP \times (N - NP)}$ <p>上記の算式において、</p> <p>「NAP」は、調整後取得請求権行使価額を意味する。</p> <p>「OAP」は、調整前取得請求権行使価額を意味する。</p> <p>「N」は、既発行普通株式数を意味する。</p> <p>「NP」は、下記(v)において、取得される普通株式数（または、転換型証券もしくは新株予約権の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される普通株式数）を意味する。</p> <p>「CMP」は、時価を意味する。</p> <p>「ACP」は、下記(v)に従って、取得される普通株式（または、転換型証券もしくは新株予約権）の総数につき、当社が支払うべき対価の総額を意味する。</p> <p>なお、上記取得請求権行使価額調整式中の $CMP \times N - ACP$ の値が1未満になる場合は、かかる値は1として計算されるものとする。</p> <p>調整後取得請求権行使価額は<u>円位未満小数第1位</u>まで算出し、その<u>小数第1位</u>を四捨五入する。</p>

現 行 発 行 要 項	変 更 案
<p>(i) 当社が、取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合（新株予約権の行使または転換型証券にかかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生による普通株式の交付の場合を除く。） 取得請求権行使価額は、上記I. に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に当該普通株式の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは当該普通株式の払込の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。</p> <p>(ii) 株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する場合 取得請求権行使価額は、上記I. に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、株式の分割または無償割当てのための基準日（ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日）の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。 ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する旨取締役会で決議する場合において、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の日よりも前を株式の分割または無償割当てのための基準日（ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日）とする場合には、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。</p>	<p>(i) 当社が、取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合（新株予約権の行使または転換型証券にかかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生による普通株式の交付の場合を除く。） 取得請求権行使価額は、上記I. に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に当該普通株式の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは当該普通株式の払込の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。</p> <p>(ii) 株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する場合 取得請求権行使価額は、上記I. に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、株式の分割または無償割当てのための基準日（ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日）の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。 ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する旨取締役会で決議する場合において、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の日よりも前を株式の分割または無償割当てのための基準日（ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日）とする場合には、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。</p>

現 行 発 行 要 項	変 更 案
<p>(iii) 取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に当該証券の取得を請求する権利もしくは当会社が当該証券を取得することができる旨の条項が付された証券（当該各回本優先株式と同時に発行される他の各回本優先株式を除く。以下、「転換型証券」という。）または当会社に普通株式の交付を請求することができる権利（当会社の発行する社債に付された新株予約権を含む。）（以下「新株予約権」という。）を発行する場合</p> <p>取得請求権行使価額は、上記I.に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日（ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日）の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。当該転換型証券または新株予約権を発行する場合、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日に、発行される転換型証券の全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後取得請求権行使価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日（ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日）において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められていない場合には、かかる転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。また、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日（ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日）において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権について</p>	<p>(iii) 取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に当該証券の取得を請求する権利もしくは当会社が当該証券を取得することができる旨の条項が付された証券（当該各回本優先株式と同時に発行される他の各回本優先株式を除く。以下、「転換型証券」という。）または当会社に普通株式の交付を請求することができる権利（当会社の発行する社債に付された新株予約権を含む。）（以下「新株予約権」という。）を発行する場合</p> <p>取得請求権行使価額は、上記I.に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日（ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日）の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。当該転換型証券または新株予約権を発行する場合、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日に、発行される転換型証券の全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後取得請求権行使価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日（ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日）において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められていない場合には、かかる転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。また、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日（ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日）において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権について</p>

現行発行要項	変更案
<p>の1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められている場合は、株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外の場合は当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日（ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日）の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とするが、転換型証券または新株予約権は、1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額（ただし、希薄化防止のための調整は考慮しないものとする。）により、かかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付されうる最大数の普通株式が交付されたものとみなされる。その後、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付されうる最大の普通株式数、または取得請求権行使価額、取得価額もしくは行使価額の最低価額について変更（かかる転換型証券または新株予約権の希薄化防止条項に基づく変更を含むが、これに限定されない。）が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回本優先株式の取得請求権行使の直前において、当該変更を反映させるべく再計算されるものとする（ただし、調整後取得請求権行使価額が、これらの転換型証券または新株予約権の発行またはみなし発行により本（iii）に基づき行われた調整ないし再計算の結果、従前に減少したことがない限りは調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができず、従前に減少したことがある場合は、かかる減少のうちいかなる減少の額をも超えて調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができないものとする。）が、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により、実際に普通株式が交付されたかまたは対価が支払われた場合には、かかる再計算は行わないものとする。また、その後、かかる転換型証券に係る取得請求権、取得条項に定める事由または新株予約権のいずれかが消滅した場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回本優先株式の取得請求権行使の直前において、かかる転換型証券の取得請求権の行使、取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により実際に交付された普通株式数のみを反映させるべく再計算されるものとする。各回本優先株式の発行時において残存するすべての転換型証券および新株予約権は、各回本優先株式の発行日の翌日において発行されたものとみなされる。</p>	<p>の1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められている場合は、株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外の場合は当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日（ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日）の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とするが、転換型証券または新株予約権は、1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額（ただし、希薄化防止のための調整は考慮しないものとする。）により、かかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付されうる最大数の普通株式が交付されたものとみなされる。その後、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付されうる最大の普通株式数、または取得請求権行使価額、取得価額もしくは行使価額の最低価額について変更（かかる転換型証券または新株予約権の希薄化防止条項に基づく変更を含むが、これに限定されない。）が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回本優先株式の取得請求権行使の直前において、当該変更を反映させるべく再計算されるものとする（ただし、調整後取得請求権行使価額が、これらの転換型証券または新株予約権の発行またはみなし発行により本（iii）に基づき行われた調整ないし再計算の結果、従前に減少したことがない限りは調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができず、従前に減少したことがある場合は、かかる減少のうちいかなる減少の額をも超えて調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができないものとする。）が、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により、実際に普通株式が交付されたかまたは対価が支払われた場合には、かかる再計算は行わないものとする。また、その後、かかる転換型証券に係る取得請求権、取得条項に定める事由または新株予約権のいずれかが消滅した場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回本優先株式の取得請求権行使の直前において、かかる転換型証券の取得請求権の行使、取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により実際に交付された普通株式数のみを反映させるべく再計算されるものとする。各回本優先株式の発行時において残存するすべての転換型証券および新株予約権は、各回本優先株式の発行日の翌日において発行されたものとみなされる。</p>

現 行 発 行 要 項	変 更 案
<p>(iv) 当社が、普通株式を有するすべての株主に対して、特別現金配当または債務証券もしくは資産の分配（特別現金配当以外の金銭による剰余金の配当を除く。）を行う場合かかる配当または分配の際に適用される取得請求権行使価額は、上記II. に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社がかかる特別現金配当または分配を行うたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、当該特別現金配当については、対象となる事業年度（以下に定義する。）の末日の翌日を、また、分配を受ける権利については、分配を受ける権利を有する株主を確定するために定められた基準日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。</p> <p>「特別現金配当」とは、当社が対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の合計額に基づく配当利回り（以下に定義する。）が、5%に直前の3事業年度の各事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の各合計額に基づく配当利回りの平均値を加えた値を超過する場合の金額とする。</p> <p>「事業年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、当社が3月31日以外の日に終了するように事業年度を変更した場合、事業年度は、かかる変更に応じて変更されたものとみなされる。</p> <p>「配当利回り」とは、下記の算式により求められる率とする。</p>	<p>(iv) 当社が、普通株式を有するすべての株主に対して、特別現金配当または債務証券もしくは資産の分配（特別現金配当以外の金銭による剰余金の配当を除く。）を行う場合かかる配当または分配の際に適用される取得請求権行使価額は、上記II. に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社がかかる特別現金配当または分配を行うたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、当該特別現金配当については、対象となる事業年度（以下に定義する。）の末日の翌日を、また、分配を受ける権利については、分配を受ける権利を有する株主を確定するために定められた基準日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。</p> <p>「特別現金配当」とは、当社が対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の合計額に基づく配当利回り（以下に定義する。）が、5%に直前の3事業年度の各事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の各合計額に基づく配当利回りの平均値を加えた値を超過する場合の金額とする。</p> <p>「事業年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、当社が3月31日以外の日に終了するように事業年度を変更した場合、事業年度は、かかる変更に応じて変更されたものとみなされる。</p> <p>「配当利回り」とは、下記の算式により求められる率とする。</p>
$\frac{D}{P} \times 100\%$	$\frac{D}{P} \times 100\%$
<p>上記の算式において、</p> <p>「D」は、対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当について、当社が決定した普通株式1株あたりの金銭による剰余金の配当の合計額に相当する。</p> <p>「P」は、対象となる事業年度の東京証券取引所における普通株式の毎日（終値のない日を除く。）の終値の平均値に相当する。</p>	<p>上記の算式において、</p> <p>「D」は、対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当について、当社が決定した普通株式1株あたりの金銭による剰余金の配当の合計額に相当する。</p> <p>「P」は、対象となる事業年度の東京証券取引所における普通株式の毎日（終値のない日を除く。）の終値の平均値に相当する。</p>

現 行 発 行 要 項	変 更 案
<p>(v) 当社が、普通株式の取得を、かかる取得日（以下、「取得日」という。）における普通株式1株あたりの時価を上回る1株あたりの価額をもって行う場合（当社が会社法の規定に従い市場取引等により普通株式を取得する場合および端株買取請求権の行使に関連して普通株式を取得する場合を除く。）、または、転換型証券もしくは普通株式の交付を受けることができる権利が付されたその他の証券の償還もしくはその他の事由による取得を、取得日における普通株式の1株あたりの時価を上回る普通株式1株あたりの対価をもって行う場合</p> <p>かかる取得の際において適用される取得請求権行使価額は、上記III.に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社が普通株式またはかかる証券を償還またはその他の事由により取得するたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、取得日の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。</p> <p>(b) 株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本金の額の減少、普通株式の併合その他上記(a)に該当しない希薄化事由により取得請求権行使価額の調整を必要とする場合には、上記(a)に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。</p> <p>(c) 取得請求権行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日（ただし、上記(a)(ii)ただし書きの場合には株式の分割または無償割当てのための基準日（ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日））に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、<u>10円の位</u>まで算出し、その<u>10円の位</u>を四捨五入する。なお、調整後取得請求権行使価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記(a)により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は上記(a)に準じて調整される。</p>	<p>(v) 当社が、普通株式の取得を、かかる取得日（以下、「取得日」という。）における普通株式1株あたりの時価を上回る1株あたりの価額をもって行う場合（当社が会社法の規定に従い市場取引等により普通株式を取得する場合および単元未満株式買取請求権の行使に関連して普通株式を取得する場合を除く。）、または、転換型証券もしくは普通株式の交付を受けることができる権利が付されたその他の証券の償還もしくはその他の事由による取得を、取得日における普通株式の1株あたりの時価を上回る普通株式1株あたりの対価をもって行う場合</p> <p>かかる取得の際において適用される取得請求権行使価額は、上記III.に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社が普通株式またはかかる証券を償還またはその他の事由により取得するたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、取得日の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。</p> <p>(b) 株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本金の額の減少、普通株式の併合その他上記(a)に該当しない希薄化事由により取得請求権行使価額の調整を必要とする場合には、上記(a)に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。</p> <p>(c) 取得請求権行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日（ただし、上記(a)(ii)ただし書きの場合には株式の分割または無償割当てのための基準日（ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日））に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。<u>なお、決済合理化法の施行日の前日より前の取引日の終値については、その100分の1の値とする。</u>）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、<u>円位未満小数第1位</u>まで算出し、その<u>小数第1位</u>を四捨五入する。なお、調整後取得請求権行使価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記(a)により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は上記(a)に準じて調整される。</p>

現 行 発 行 要 項	変 更 案
<p>(d) 取得請求権行使価額調整式で使用する「調整前取得請求権行使価額」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日において有効な取得請求権行使価額とする。</p> <p>(e) 取得請求権行使価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、権利を有する株主を確定するための基準日がある場合はその日、権利を有する株主を確定するための基準日がない場合は調整後取得請求権行使価額の適用開始日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。）とする。</p> <p>(f) 取得請求権行使価額調整式で使用する「普通株式1株あたりの払込金額」は、それぞれ、上記(a)(i)の場合には当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者（証券会社、銀行等）により評価されたかかる払込の適正市場価格）、上記(a)(ii)の場合には0円、上記(a)(iii)の場合には普通株式1株あたりの当該取得請求権行使価額または普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額および行使に際しての払込金額の合計額とする。</p> <p>(g) 本③（上記(c)を除く。）において「普通株式」とは、普通株式、および(i)剰余金の配当または残余財産分配における優先権がなく、かつ(ii)償還可能ではない株式が含まれるものとする。</p> <p>④上記③により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても、取得請求権行使価額調整式を、「取得請求権行使価額」を「下限取得請求権行使価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記③(b)により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても取締役会が適切と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限取得請求権行使価額の調整は、上記③(b)に基づく取得請求権行使価額の調整と同時に有効になるものとする。</p>	<p>(d) 取得請求権行使価額調整式で使用する「調整前取得請求権行使価額」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日において有効な取得請求権行使価額とする。</p> <p>(e) 取得請求権行使価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、権利を有する株主を確定するための基準日がある場合はその日、権利を有する株主を確定するための基準日がない場合は調整後取得請求権行使価額の適用開始日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。）とする。</p> <p>(f) 取得請求権行使価額調整式で使用する「普通株式1株あたりの払込金額」は、それぞれ、上記(a)(i)の場合には当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者（証券会社、銀行等）により評価されたかかる払込の適正市場価格）、上記(a)(ii)の場合には0円、上記(a)(iii)の場合には普通株式1株あたりの当該取得請求権行使価額または普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額および行使に際しての払込金額の合計額とする。</p> <p>(g) 本③（上記(c)を除く。）において「普通株式」とは、普通株式、および(i)剰余金の配当または残余財産分配における優先権がなく、かつ(ii)償還可能ではない株式が含まれるものとする。</p> <p>④上記③により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても、取得請求権行使価額調整式を、「取得請求権行使価額」を「下限取得請求権行使価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記③(b)により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても取締役会が適切と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限取得請求権行使価額の調整は、上記③(b)に基づく取得請求権行使価額の調整と同時に有効になるものとする。</p>

現 行 発 行 要 項	変 更 案
<p>⑤各回本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算定方法 各回本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は次のとおりとする。</p> $\text{各回本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{各回本優先株主が取得請求権行使のために提出した各回本優先株式の払込金額総額}}{\text{取得請求権行使価額}}$ <p>各回本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当って1株に満たない端数は、会社法第167条第3項の規定によりこれを取り扱う。</p> <p>なお、本⑤に従う限り、いかなる数の各回本優先株式を有していたとしても、その各回優先株主1人が行う1回の取得請求により、普通株式1株に満たない部分は1つより多くは生じない。</p> <p>⑥各回本優先株式の取得と引換えに交付する株式の内容 株式会社三井住友フィナンシャルグループ普通株式</p> <p>⑦取得請求受付場所 東京都千代田区丸の内1丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>⑧取得請求の効力発生 取得請求の効力は、取得請求書および各回本優先株式株券が上記⑦の取得請求受付場所に到着した日に発生する。</p> <p>(3)一斉取得 当社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった各回本優先株式については、同期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって、各回本優先株式1株の払込金額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、各回本優先株式1株の払込金額を500,000円で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。 かかる普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。</p>	<p>⑤各回本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算定方法 各回本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は次のとおりとする。</p> $\text{各回本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{各回本優先株主が取得請求権行使のために提出した各回本優先株式の払込金額総額}}{\text{取得請求権行使価額}}$ <p>各回本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当って1株に満たない端数は、会社法第167条第3項の規定によりこれを取り扱う。<u>なお、この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。</u></p> <p>なお、本⑤に従う限り、いかなる数の各回本優先株式を有していたとしても、その各回優先株主1人が行う1回の取得請求により、普通株式1単元に満たない部分は1つより多くは生じない。</p> <p>⑥各回本優先株式の取得と引換えに交付する株式の内容 株式会社三井住友フィナンシャルグループ普通株式</p> <p>⑦取得請求受付場所 東京都千代田区丸の内1丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>⑧取得請求の効力発生 取得請求の効力は、取得請求書および各回本優先株式株券が上記⑦の取得請求受付場所に到着した日に発生する。</p> <p>(3)一斉取得 当社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった各回本優先株式については、同期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって、各回本優先株式1株の払込金額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。ただし、当該平均値が5,000円を下回るときは、各回本優先株式1株の払込金額を5,000円で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。 かかる普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。</p>

現 行 発 行 要 項	変 更 案
(新 設)	<p><u>附 則</u></p> <p>1. <u>変更後の各項の規定は、決済合理化法の施行日の前日から実施する。</u></p>
(新 設)	<p>2. <u>16. (2)③に定める取得請求権行使価額の調整は、決済合理化法の施行日の前日を効力発生日とする株式分割については適用しない。</u></p>